

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月26日（平成30年（行個）諮問第56号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行個）答申第30号）

事件名：特定日に本人が行った行政相談の記録の開示請求に係る不作為に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に係る不作為につき、諮問庁が別紙の2に掲げる文書（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の一部を不開示として開示決定をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月15日付け関東相第121号により関東管区行政評価局長（以下「不作為庁」という。）が法19条2項の規定に基づき行った開示決定等の期限の延長による期間が過ぎたにもかかわらず、不作為庁が開示決定等をしないことについて、開示決定等の期限が過ぎているため違法であることから、速やかに開示するよう請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

(1) 審査請求書

ア 当該不作為に係る処分について

審査請求人は、平成29年10月17日、関東管区行政評価局へ法13条1項の規定に基づき開示請求をした。

イ 審査請求の趣旨

(ア) 上記アの開示請求に対して、平成29年11月15日、法19条2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延期の通知があった。

(イ) 期限延期期間が過ぎているため、法19条2項に基づく規定の違法である。

(ウ) 期限延期期間が過ぎても、開示されない理由を説明されたい。

(エ) 速やかに、法 14 条の規定に基づき開示するよう請求する。

(2) 意見書

ア 行政不服審査法 3 条規定の違法について

(ア) 自ら決定した延長期間期日を遵守していない違反であり、違法であることは平易に分かることで、法 14 条各号の検討とあるが、違反してまで期日を遵守しないその選択の恣意が分からないため、不作為庁は、その具体性を説明をされたい。

(イ) 開示請求をした平成 29 年 10 月 17 日から 11 月 15 日間であったと記憶しているが、不作為庁の記録者（担当者特定職員）から開示理由の電話問い合わせ、また期限を延長する旨の電話があり、「不作為庁に行政相談をして、個人情報保護委員会（以下、第 2 において「当該委員会」という。）の回答を特定年月日 A にもらったとおりであるが、当該委員会は行政手続法 36 条の 3 規定処分等の求めの申出書（以下「申出書」という。）の結果通知は、【資料 No. 7 の P 10 のウ欄を参照】いくら義務ではない努力義務といっても説明不足でこれでは何も分からない、本件は審査請求人に対し当該 3 法人から行われたことで、審査請求人は本人であり、知る権利、必要な説明はあって宜しいと思う。しかも不訂正の取消しを求めているにもかかわらず、その説明もなく、不訂正取消しはされていない。【資料 No. 3】のとおり、行政手続法を取り扱っている総務省行政管理局行政手続室にも問い合わせを試みたが、ゼロ回答はよくないといっている。特定県 A の行政相談、特定市 A の総務課法規係にも相談したが、総務省行政管理局行政手続室と同じく適切ではないと言っている。総務省行政管理局行政手続室の方に、どこまでのことが開示されるか受け取ってみなければ分からないが、開示請求をしてみたらどうかと助言してもらったので取りあえず開示請求をしてみて、その後、当該委員会に行政不服審査請求をするため、不作為庁と当該委員会のどちらにも同じ開示請求をして、双方の当該行政機関の開示された記録の内容のすり合わせをしたい。行政不服審査請求書作成のために審査請求人が判断する材料、情報を得たい。」等の趣旨を伝えてあるので、不作為庁から情報が少しでも得られることを期待していた。おそらく、当該委員会は特定年月日 B の結果通知の電話は記録（【資料 No. 4】のとおり）していないと思われたため、不作為庁から得られる情報を期待していた。

(ウ) 行政不服審査請求は処分があったことを知った日から起算して原則 3 ヶ月以内であるため、【資料 No. 6】のとおり、当該委員会の開示決定通知は平成 29 年 11 月 13 日であって、平成 30 年 2 月 13 日までに当該委員会に行政不服審査請求書を提出したいと思

い、本件相談対応票のその内容はともかくとして、開示決定通知書を待っていたが、平成29年12月18日の延長期限期日を遵守しないことは想像のつかない想定外であった。

開示請求は目的があつて、また開示請求する目的を、不作為庁の記録者に伝えてあるので、延長期限期日は反故にすべきではない。

イ 法14条7号柱書き及びイ規定の該当による当該情報を不開示としたいことについて

(ア) 特定年月日B、特定年月日Aの行政相談について

【資料No. 4】のとおり、当該委員会から結果通知の電話が特定年月日Bにあり、「手続きしました。後は相手方の不利益になるので何も話せません。」というので、「手続きしたとはどのような手続きですか。」と尋ねると、「手続きしました。後は相手方の不利益になるので何も話せません。」とのことである。申出人に通知することは義務ではなく努力義務なので、連絡する必要はないようなことを述べるので、「確かに通知することは義務ではないかもしれませんが、手続きしただけでは何も分かりません。」と言うと、「手続きしました。相手方の不利益になるので他は話せません。」と、一貫してこの二言のみを繰り返すものであった。

審査請求人が「当該個人情報取扱事業者から受け取っている不訂正の取消しはされたのですか。適正な訂正の実施がされれば取消しされるものです。不訂正の取消しがされていれば、訂正された通知が当該個人情報取扱事業者から審査請求人にあるものですが、受け取っておりませんが。」と問うと、当該委員会は「自分でやって下さい。」とのことであった。

そのために不作為庁に特定年月日Bに行政相談したものであるが、【資料No. 5】のとおり、行政手続法36条の3に基づく「処分等の求め」の申出書への対応について（以下「別件文書」という。）に、「行政手続法第36条の3に基づき、訂正請求に対する不訂正の取消しと、法令違反に対する命令、処分等を求める申出書が提出された」と記させてあるが、適正な監督事務の遂行であれば、「手続きした結果、当該3法人に法令違反は認められませんので、訂正請求に対する不訂正の取消しはさせません。」、または「手続きした結果、当該3法人に法令違反が認められ、訂正請求に対する不訂正の取消しはされているので、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）を指す。以下同じ。）29条3項に基づき通知されます。」とならなければならない。「自分でやって下さい。」は、適正な監督事務の遂行ではないため、矛盾している。この結果通知は合理を欠いて瑕疵である。

不作為庁に特定年月日CにFAXをした件で、特定年月日Aに電話回答があり、「当該委員会に問い合わせた結果、申出人に何条をしたか教えると、何が行われたか分かってしまうので教えられないという回答であった。」との不作為庁からの説明であった。

しかし、既に聴聞の主宰があったのかは、【資料No. 6】のとおり別件文書は黒塗りつぶしであるため、不明ではあるが、聴聞は非公開で行われることであって、聴聞を判断するべきであったと考える。審査請求人の申出書の関係人は、審査請求人と当該3法人の4者であり、他に誰か権利利益を侵害させている者が特定させている、特定しているわけでない。そして当該3法人は利害関係にあり、主宰があれば、審査請求人は行政手続法17条規定の参加人であって、4者が揃って聴聞で突き合わせをすれば4者の事実関係は全て明らかになる。事実関係が不明な中、一同に集めて聴取することが、行政運営における意思決定として効果的、かつ公正であったと思われる。そうであれば、大前提である個人情報保護法29条2項規定に適合、適用した措置を取っていない法令違反であるか否かが明らかになる。行政手続法17条規定の参加人は質問や陳述等を行えて、調書や報告書の閲覧ができるので、「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」は聴聞で知ることはできる。そのため、その後において、審査請求人は開示請求する必要はなく、当該委員会も黒塗りつぶしにする必要もない。聴聞で申出書は解決していたと考えている。

そして更に、別件文書は黒塗りつぶしであるため、既に聴聞の主宰があったのか不明ではあるが、既に聴聞の主宰があったならば、審査請求人は行政手続法17条規定の参加人であるため、通知されていないので違反であり、違法である。

従って、審査請求人（申出人）に、「何条をしたか教えられない。」というのは、適正な判断ではなく矛盾している。行政手続法1条規定の行政運営における公正と透明性の確保、当該委員会の判断におけるその内容及び過程が何も明らかになっていない違法であると考えている。

(イ) 当該委員会【資料No. 4, 5, 6】と不作為庁について

a 上記(ア)記載の前提があって、当該委員会に開示請求したものであるため、審査請求人が必要としている情報及び目的は、別件文書の「不開示とした部分には、当委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより当該事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれが

ある。」の部分であって、別件文書の黒塗りつぶしされていない部分は、審査請求人が申出書に記載した内容を、そのまま当該委員会が要約して書き写した情報であるため、審査請求人は把握しており、部分開示とは名目に過ぎず事実上は不開示であって、審査請求人が必要としていた情報及び目的の意味をなしていない。

また、上記（ア）記載の前提があって、不作為庁に開示請求したものであるため、審査請求人が必要としている情報及び目的は、「本件相談対応票の調査結果欄には、関東管区行政評価局が聴取した当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されている。」の部分であって、上記（ア）記載のとおり審査請求人の行政相談内容は自らが相談しているので把握している情報であり、及び審査請求人への回答内容は不作為庁から既に説明を受けていることであるため把握している情報であり、審査請求人の行政相談内容と審査請求人への回答内容を黒塗りつぶしにされない部分開示とされて本件相談対応票を通知されても、事実上は不開示であり、審査請求人が必要としている情報及び目的の意味をなさない。【資料No. 6】からいえることは、不作為庁は当該情報を不開示としたいではなく、確実に当該情報を不開示とするのである。

従って、双方の当該行政機関ともに、不開示として黒塗りつぶししている、不開示として黒塗りつぶしにしたい部分は一致している。

- b 【資料No. 1】の関係図から、審査請求人の直接関係は当該委員会であり、派生して間接関係は不作為庁である。双方の当該行政機関ともに上記a記載の「支障」と「おそれ」として全て黒塗りつぶしにされている、黒塗りつぶしにしたいことは、前提にある当該委員会の行政手続法1条規定、及び、双方の法1条規定の目的である、「個人の権利利益の保護」に当るのか、果たして不作為庁は、「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」が記載されている情報を聴取して知っている事実で、不作為庁の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとして黒塗りつぶしにしたいことは、審査請求人の得られるべき権利利益の保護に当るのか、審査請求人の知る権利は保障されているのか、疑義である。

不作為庁は審査請求人と間接関係にあり、審査請求人の得られるべき権利利益の保護、知る権利は保障してもらいたい。

- c 【No. 7のP10のウ欄を参照】総務省行政管理局行政手続室は、行政手続法で申出人に対し、結果通知のゼロ回答はよくな

いといっている。総務省関東管区行政評価局は、聴取して「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」が記載されている情報を知っている事実であるにもかかわらず、結果通知のゼロ回答はよくないことを黙認している。不作為庁内で統一された適正な事務の遂行，統一された事実行為をしていない。不作為庁は当該委員会に対し，看過，黙認，覆い隠す事実行為をしているに過ぎない。

行政相談は，公正・中立の立場から解決や実現を推進なのだから，解決や推進するように関東管区行政評価局が聴取した「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されている情報」を不開示とせず，全部全て黒塗りつぶしをなくして開示すべきではないかと考える。

- d 【資料No. 6】の別件文書で項目に調査の実施とあるため，何らかの必要な調査は実施されたと考えられる。及び特定年月日Bの結果通知で，相手方の不利益になるので話せないというのだから，何らかの必要な調査は実施されたと考えられる。そうすると，当該3法人に必要な調査があったため，当該3法人は「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」は，調査を受けている側であるから，何かしらの事実を知っていることになる。

この審査請求人の申出書における，当該行政相談，当該開示において，「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」を何も知らないのは，本人である審査請求人だけである。本人を除外して，当該3法人，不作為庁を含め，行政手続法何条が行われたか何らかの事実を知っていて，本人は何の手続したのか全く何も分からない，何も情報は知らされない，知ることができないのは合理を欠いている。この不合理な状況は社会通念としてあり得ない。

審査請求人は，当該3法人，及び当該委員会，不作為庁と関係する全てから，法令上，保護されるべき権利利益を侵害されている。当該委員会は勿論のこと，不作為庁においても，この状況が適正な事務の遂行といえるのか疑義である。

- (ウ) 法14条7号柱書き規定「当該情報は開示することにより，当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について

【資料No. 7】は，特定行政センター受変電設備改修工事ほか4件の工事において，共通費算定書に，特定県Bが作成した建設改修工事補正市場単価表等が採用されて，特定市Bは特定県Bとの関

係で、特定県Bから単価表は非公開を条件とされている。公開した場合、信頼関係が著しく損なわれるという理由で、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」条例7条4号カ規定に該当し、非公開とした具体的な説明は十分に尽くされている。

【資料No. 7】と同様に、不作為庁においては、「当該情報は開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」と「おそれ」について、确实、実質のその具体性を説明されたい。

(エ) 法14条7号イ規定「当該情報は開示することにより、当該事務の性質上、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」について

特定年月日B、及び特定年月日Aに当該行政相談をして、正確な事実を伝えているのは審査請求人であって、不作為庁は当該事務の遂行に関し、正確な事実の把握をしているのだから、困難にしているおそれはない。

不作為庁は審査請求人が当該行政相談をした正確な事実の把握に基づいて、特定年月日B～特定年月日A間に当該委員会に聴取しているのだから、当該委員会も正確な事実に基づいて、当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報を聴取に依拠していることである。

不作為庁の当該事務の遂行は、審査請求人の正確な事実の把握に基づく当該委員会への聴取であって、当該委員会は不作為庁に対し、正確な事実に基づき検査・監督事務の具体的対応に関する情報を伝えていることであるため、開示しても当該事務に関しては、正確な事実の把握を困難にするおそれはない。

当該事務の遂行に関係しているのは、審査請求人と当該委員会である。審査請求人、当該委員会ともに、正確な事実は不作為庁に伝えていることであるため、不作為庁は正確な事実は把握していて困難にするおそれはない。従って、「当該情報は開示することにより、当該事務の性質上、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」には該当しないと考える。

該当するならば、【資料No. 7】と同様に、「おそれ」について、不作為庁は、その具体性を説明されたい。

ウ その他

(ア) 【資料No. 7】と【資料No. 6】から狭義に考えるに、「関東管区行政評価局が聴取した当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」を、不開示とするか否かである。

【資料No. 7】を参照にすると、不作為庁と当該委員会の関係をいうものであって、当該委員会の不開示としている、不作為庁の不開示としたい理由は同じであるのだから、当該委員会と不作為庁がどのような信頼関係で、開示した場合にどのように信頼関係が損なわれるかに正当な理由が不作為庁にあるか否かではないかと考えられる。

上記ア記載のとおり、延長期限期日を遵守しない具体的説明が現在ないため、審査請求人には判断する材料がないので不明であるが、不作為をしている理由は、「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」を不開示としたいことに、正当な理由がないためと考えている。

双方の当該行政機関の適正な事務の遂行とは、そもそも適正な事務の遂行といえるのかも疑わしい。

審査請求人の見えないところでは、双方の当該行政機関が、どのような合意の条件、話し合いになっているのか全く分からない。不作為庁と当該委員会の関係は、曖昧な領域で行政運営の意思決定において不透明である。

【資料No. 7】は、県単価表は特定県Bが著作権を有して取扱注意の条件や非公開資料で特定県Bから受け取っている資料であり、市が単独の単価表を作成するには膨大な時間を必要とし、事務の遂行の人員は困難であると説明は尽くされている。【資料No. 7】のように、不作為庁が当該事務の性質上、保護に値する正当な理由がなければ、本件相談対応票の全開示すべきではないかと考える。本件の場合、本件相談対応票の中立・公正は全開示ではないかと考える。

(イ) 「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」が分からないので想像に過ぎないが、広義に考えれば、【資料No. 6】の通知書「上記1の行政文書中の2. (2)及び3. で不開示とした部分には、法人等に関する情報が記載されており、当該情報には開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。」と記させている。

本件相談対応票の不作為庁が聴取した「当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報」の中にも、「法人等に関する情報が記載されており、当該情報には開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。」ことが含まれているかもしれない。

この申出書は、一個人と法人の組織に力の差があるから、申出していることである。そしてこの大前提は、個人情報保護法29条

1・2項規定の個人情報取扱事業者の義務と本人の権利であるが、申出書で他に誰か権利利益を侵害させている者が特定させている、特定しているわけでない。一個人である審査請求人と当該3法人の関係であって、当該法人等の正当な利益を害するおそれのある者は、審査請求人以外にいないことになる。

権利利益を侵害されている者の方が、申出書に対し、当該委員会の判断のその過程や通知結果で説明を受けず、手続したとは何を手続したのかも全く何も分からない状況にあるにもかかわらず、更に別件文書には「行政手続法36条の3に基づき、訂正請求に対する不訂正の取消しと、法令違反に対する命令、処分等を求める申出書が提出された。」と記させてあるが、不訂正の取消しの措置も取られていないにもかかわらず、突如として当該3法人の正当な利益を害するおそれのある者になり変わるの、何も情報がない状況で、一体、審査請求人はどのように当該3法人の正当な権利利益を害する不当行為をするというのか、不当であるし、合理を欠いている。

(ウ) 仮に、当該委員会が【資料No. 6】の別件文書は、黒塗りつぶしはなく全開示した情報であったならば、本件相談対応票の「関東管区行政評価局が聴取した当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されている情報」も全開示となるのか、つまりは、審査請求人の見えないところでは、双方の当該行政機関は何らかの駆け引きをしている。正当な理由はなく不作為庁は当該委員会の事実行為を黙認、看過、覆い隠し、当該委員会と対立を避けたいために配慮をしているだけということになるのではないだろうか。個人の権利利益を保護する観点に瑕疵があると思う。

行政手続法を取り扱っている総務省行政管理局行政手続室は、ゼロ回答はよくないといっているのだから、更にいえば、特定県Aの行政相談、特定市Aの総務課法規係も同様であって、不作為庁は省内で統一させた回答により、「関東管区行政評価局が聴取した当該委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されている情報」については、荷担に更に力を加えずに開示すべきと考える。

ゼロ回答はよくないは、妥当な答えであると考ええる。

双方の当該行政機関が、どのような合意の条件、話合いになっているのか、全く分からないため、【資料No. 1】より関係は曖昧な領域で行政運営の意思決定において不透明である。【資料No. 7】のとおり、透明で合理に基づいた説明をされたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年10月17日付けで、不作為庁宛て、法に基づき、下記2の

保有個人情報について開示請求があった。

これに対して、不作為庁は、開示・不開示の判断を行うに当たって、法14条各号の該当性についての検討に時間を要するため、法19条2項の規定により平成29年12月18日まで開示決定等の期限の延長を行った。

本件審査請求は、不作為庁が開示決定等を期限までに行わなかったことから、平成29年12月25日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求された保有個人情報

審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、①特定年月日Bに行政相談窓口において開示請求人の電話に対応した行政相談の記録及び②特定年月日Aに行政相談窓口において開示請求人の電話に対応した行政相談の記録である。

3 審査請求の趣旨

審査請求書に記載されている審査請求の趣旨及び理由はおおむね以下のとおりである。

- (1) 平成29年10月17日付け保有個人情報開示請求に対して、同年11月15日、法19条2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延期の通知があった。
- (2) 期限延期期間が過ぎているため、法19条2項に基づく規定の違法である。
- (3) 期限延期期間が過ぎても、開示されない理由を説明されたい。
- (4) 速やかに、法14条の規定に基づき開示するよう請求する。

4 諮問庁の意見等

(1) 開示請求に係る不作為について

本件審査請求の経緯（上記1）及び審査請求の趣旨（上記3）を踏まえれば、不作為に係る審査請求には理由があると認められることから、不作為庁に対し、上記2の保有個人情報について開示決定をすべき旨を命じることとしたい。

(2) 平成29年10月17日付け保有個人情報開示請求について

平成29年10月17日付け保有個人情報開示請求において、開示請求された保有個人情報は上記2のとおりであり、不作為庁を通じて確認したところ、本件対象保有個人情報として、「相談対応票（特定受付番号）及び添付資料」（本件相談対応票）を特定した。

本件相談対応票は、審査請求人の相談内容、関東管区行政評価局の調査結果、審査請求人への回答内容等が記録されている。

不開示情報について検討したところ、本件相談対応票の調査結果欄には、関東管区行政評価局が聴取した個人情報保護委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されている。当該情報は、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれ及び当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、法14条7号柱書き及びイに該当することから、当該情報を不開示としたい。

(3) 結論

以上のとおり、不作為庁においては、一部を不開示として開示決定することが必要である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月14日 審議
- ⑦ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

不作為庁は、平成29年11月15日付け「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により開示決定等の期限を同年12月18日まで延長したが、同日までに開示決定等の処分をしなかったところ、審査請求人は、同月25日付けで不作為についての審査請求を行い、本件請求保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、当該不作為に係る審査請求には理由があると認めた上で、本件対象保有個人情報の一部（当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的には、本件相談対応票の「調査結果」欄の6行目22文字目から7行目末尾まで。以下「本件不開示部分」という。）を不開示として開示決定をすべきとしていることから、当該不作為に係る審査請求に理由があるとする諮問庁の上記説明を前提に、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 本件相談対応票の調査結果欄には、関東管区行政評価局が聴取した個人情報保護委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されている。当該情報は、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、法14条7号柱書き及び

イに該当することから、当該情報を不開示とすべきである。

イ 本件不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、個人情報保護法に定める個人情報保護委員会の検査・監督事務を踏まえ、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件不開示部分には、個人情報保護委員会の検査・監督事務の具体的対応に関する情報が記載されていることから、これを公にすると、どのような事案の内容であれば個人情報取扱事業者に対してどのような調査・検査を実施し、どのような対応を求めるのかといった調査・検査手法等が明らかになり、個人情報保護委員会による調査・検査を受ける当該事業者において対策を講ずることが可能となり、正確な事実の把握を困難にするなどのおそれが生じる。

(イ) したがって、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び当該事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、法14条7号柱書き及びイに該当する。

(2) 検討

本件不開示部分は、審査請求人から受けた行政相談に関して関東管区行政評価局が個人情報保護委員会に聴取した内容であり、同委員会が個人情報取扱事業者等に対してどのような調査・検査手法等で調査・検査を行ったかということが、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを開示すると、個人情報保護委員会が行う個人情報取扱事業者等に対する調査・検査手法等が具体的に明らかになると認められることから、今後、同委員会による調査・検査を受ける個人情報取扱事業者等において対策を講じることが可能になり、その結果、同委員会による調査・検査において正確な事実の把握が困難になり、同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不作為に関する諮問庁の意見の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に係る不作為につき、諮問庁が当該不作為に係る審査請求には理由があると認めた上で、本件対象保有個人情報の一部を法14条7号柱書き及びイに該当することから不開示として開示決定をすべきとしていることについては、不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号イにつ

いて判断するまでもなく，妥当であると判断した。
(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

- (1) 特定年月日 A (特定時間 A 頃) 行政相談窓口において, 私 (特定電話番号) 開示請求人の電話に対応された行政相談の記録 (担当者 特定職員)
- (2) 特定年月日 B (特定時間 B 頃) 行政相談窓口において, 私 (特定電話番号) 開示請求人の電話に対応された行政相談の記録 (担当者 特定職員)

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

相談対応票 (特定受付番号) 及び添付資料 (本件相談対応票)